

令和7年度 第5回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 欠席委員 1人

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子(欠席)

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 欠席委員 1人

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 川畑 伸之(欠席)

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第9号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第15号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案 第16号 あっせん委員の指名について

議案 第17号 非農地証明願いの審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和7年度第5回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は農業委員と推進委員が1人ずつ欠席していますが、農業委員の過半数の出席があるので総会は成立します。</p> <p>それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>7/29 知名町糖業振興会定期総会</p> <p>7/31 奄美群島さとうきび価格対策協議会</p> <p>について説明。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、3番 永吉雄子委員と5番 榮 照和委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。</p> <p>報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は5件で、全て相続によるものです。</p> <p>3番～5番については、全て同じ畑で1/3ずつの持分の相続になります。</p> <p>あっせん希望は無しです。</p> <p>詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。</p> <p>1番 竿津字阿キ殿〇〇2,280㎡を含む計2筆 2,608㎡、上平川〇〇さんから和泊町手々知名〇〇さんへの利用権の設定は、中間管理事業へ載せ替えをし、他の契約と終期を合わせるための合意解約になります。</p> <p>合意解約日と引渡日は令和7年8月7日です。</p> <p>2番 竿津字泡袋〇〇2,240㎡を含む計5筆 7,872㎡、竿津〇〇さんから竿津〇〇さんへの利用権の設定は、設定を受けた者への所有権移転のため合意解約になります。合意解約日と引渡日は令和7年8月8日です。</p>

議長	<p>それでは次に議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1 番 田皆字西原〇〇4,064 m²を含む 3 筆 計 9,529 m²、贈与。 譲渡人 東京都〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>2 番 田皆字南俣〇〇199 m²を含む 4 筆 計 7,405 m²、売買。 譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>3 番 竿津字泡袋〇〇2,240 m²を含む 5 筆 計 7,872 m²、贈与。 譲渡人 竿津〇〇さん、譲受人 竿津〇〇さんです。</p> <p>4 番 余多字林草〇〇980 m²、贈与。 譲渡人 東京都〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>5 番 余多字田水田〇〇210 m²、贈与。 譲渡人 愛知県〇〇さん、譲受人 余多〇〇さんです。</p> <p>6 番 下平川字瀬田原〇〇2,402 m²を含む 2 筆 計 3,444 m²、売買。 譲渡人 与論町の相続財産清算人〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さんです。</p> <p>7 番 屋者字長当〇〇3,727 m²を含む 3 筆 計 5,432 m²、贈与。 譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。</p> <p>8 番 芦清良字兼久田〇〇560 m²、売買。 譲渡人 奈良県〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
6 番農業委員	<p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は兄弟です。 譲受人は親戚の耕作人と一緒に農業をするとのことですので。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
5 番推進委員	<p>2 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は認定農業者で隣の耕作者です。ばれいしょ・きび・サトイモ・畜産などを行っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
8 番農業委員	<p>3 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は認定農業者でじゃがいもを作っています。機械も揃っています。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

8 番推進委員	4 番を説明します。譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係になります。 譲受人は兼業農家で、機械は親から借りるそうです。 畑はきびを植えるとのこと。ご審議のほどよろしくお願いします。
8 番推進委員	5 番を説明します。譲渡人と譲受人は叔母と甥の関係になります。 譲受人は兼業農家で、ばれいしょときびを作っていて、機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしくお願いします。
1 番農業委員	6 番を説明します。亡くなった譲渡人と譲受人は遠い親戚になります。 畑はばれいしょを植えるそうです。機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしくお願いします。
1 番農業委員	7 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は兼業農家でばれいしょを作っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。
9 番推進委員	8 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人で畑は隣接しています。 譲受人はじゃがいも・豆・かぼちゃを作っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
()委員	6 番の畑の相続人はいましたか。
事務局	東京に遠い親戚がいましたが相続放棄をしてあり、裁判所に指定された司法書士が財産の清算をしています。
議長	他にご質問があれば挙手をお願いします。(意見、質問なし) 議案第 14 号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成ですので、議案第 14 号は許可決定とします。
事務局	次に議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。 議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和 7 年 11 月 1 日になります。 貸出期間が 3 年間の分が 10,676 m ² うち更新分が 10,676 m ² 、出し手が 3 名うち更新分が 3 名、受け手が 1 名で更新分も 1 名です。

	<p>貸出期間が5年間の分が15,184㎡うち更新分が2,800㎡、出し手が3名うち更新分が1名、受け手が5名うち更新分が1名です。</p> <p>貸出期間が10年間の分が52,048㎡うち更新分が9,612㎡、出し手が5名うち更新分が2名、受け手が6名うち更新分が2名です。</p> <p>詳細については一覧表をご覧ください。</p>
議長	<p>議案第15号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。</p> <p>議案第16号 あっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号 あっせん委員の指名について説明します。</p> <p>赤嶺字白石原〇〇2,388㎡を含む計2筆 3,321㎡、所有者 兵庫県加古川市〇〇さん 売買で上限額が〇〇円で、価格は応相談とのことです。</p> <p>1番は給水栓があって、2番は給水栓がないとのことです。</p>
議長	<p>それでは議案第16号のあっせん委員ですが、久本委員と幸山委員をお願いします。</p> <p>議案第17号非農地証明願いの審議について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17-1号の申請人は兵庫県神戸市〇〇さん、土地の表示は知名字返当〇〇 畑 179㎡を含む計2筆 404㎡です。申し出の内容として、申請地は20年以上耕作放棄されており、自然荒廃により雑木等が繁茂し、農地への復旧が困難な土地となっています。申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域ではなく、農業に対する公共投資の対象となった農地でもなく、集団性のある優良農地でもありません。</p> <p>17-2号の申請人は知名字〇〇さん、土地の表示は知名字前原〇〇 畑 1,123㎡を含む計2筆 2,145㎡です。申し出の内容として、申請地は表土が浅く自然荒廃により雑木等が繁茂し、農地への復旧が困難な土地となっています。申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域ではなく、農業に対する公共投資の対象となった農地でもなく、集団性のある優良農地でもありません。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>

<p>2 番農業委員</p> <p>議長</p>	<p>17-1 号の畑ですが、昔は耕作していましたが、隣接地の民家が空き家になってから荒地になったと思います。小さな畑で、利用状況調査でもずっと耕作無しとなっていました。</p> <p>17-2 号の畑ですが、表土が浅く石もたくさんあり、昔はきびを植えていましたが、近年周りが住宅地になりハーベスターも大型トラクターも入りにくく耕作がされていない状態が続いており、都市計画区域でもあるので非農地にした方がいいと思います。</p> <p>ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
<p>5 番推進委員</p>	<p>17-2 号の畑は家を建てる予定ですか。</p>
<p>2 番農業委員</p> <p>議長</p>	<p>荒地にしたら周りに迷惑をかけるので手入れをしてきれいにしてあります。 家を建てるかは聞いていません。</p> <p>他にご質問があれば挙手をお願いします。(意見、質問なし)</p>
	<p>議案第 17-1 号について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 議案第 17-2 号について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)</p> <p>議案第 17-1 号と 17-2 号については、全員賛成ですので許可決定とします。</p> <p>それでは、以上を持ちまして議題事項は終了いたします。 おつかれさまでした。</p> <p>上記のとおり相違ないことを確認し署名する。</p> <p>令和 7 年 8 月 25 日</p> <p>議 長 沖 道人 署名委員 永吉 雄子 署名委員 榮 照和</p>